

## 「ユーリカ民法」シリーズの刊行にあたって

平成23（2011）年3月末のある日、中川淳広島大学名誉教授（平成29〔2017〕年4月御逝去）と満開の桜並木を眺めながら洛北の高野川沿いをドライブしていた際、偶々法律文化社の近くを通りかかったので、中川先生の提案により飛び込みで会社にお邪魔した。それにも関わらず、田麿純子社長、編集部の秋山泰氏・舟木和久氏に快く歓談していただいた。その際、思いがけず秋山氏から民法改正を盛り込んだ新しい概説書の企画のお話をいただき、中川先生からも私が中心に企画をしてはとのお勧めをいただいた。

そこで、基本構想とともに、全5巻構成にすること、各巻に執筆者兼編集責任者を置くこと、特定の地域や大学に偏らず各巻4～5名の壮年・青年世代の「働き盛り」の著名な先生方をお願いすること、仮にも私の価値観の影響等を疑われないため私のゼミ出身教員には全員執筆を遠慮してもらうこと等の方針のもと準備を進めた。各巻編集責任者を通じて、執筆していただきたい先生方全員の早期の御快諾をいただき、法律文化社と第1回企画・編集会議を開いたのは平成23（2011）年12月のことであった。その当時は、民法改正案の国会提出やその通過が、各種政治勢力の思惑や行政府・立法府等の都合により、これほどまでに遅れて平成29（2017）年夏になろうとは夢にも予想しておらず、諸先生方、とりわけ第1巻（民法入門・総則）の法律行為や時効欄等の執筆の先生方には張り切ってお書きいただいた折角の完成原稿が、何年もの間店晒しになり何度も原稿の手直し等を余儀なくさせてしまい、日本の政治のいつもながらの実態をよく見通していなかった私の不明を心からお詫び申し上げたい。

本書は数ある概説書や教科書のなかで、おおまかではあるが次のような特色を出せたらとの願いの下に企画した。

まず、①主な対象者は法学部やその隣接領域の学部学生とすること、②「よくわかる民法」等と称する書物が既に多数出版されているが、それらの中には、実は平易すぎて要点がよく分からないものや著者や学界の一部の者の見解等に偏って一方的に叙述しているものも散見される。そこで、本書は一定の学問的水準を保った上で、基本的にはいわゆる判例・通説に則って叙述するが、学説

や実務上の大きな論争がある場合にはできるだけ詳しくその点を解説し、読者に深く考える素材を提供するように心掛けた。法律学のような社会科学は「答えは1つでは決してない」ことを肝に銘じて理解していただきたく、論点について、ただ無批判的に有力者の見解を覚えることが学問だと誤解する思考停止の人々を嫌悪するからである。

21世紀の世界は徐々に進歩するのではとの私の淡い期待は重過失ある錯誤であった。日本の新聞・テレビは墮落して、真実追求や言論の自由の危機にあり、国民も大変な格差社会で、いつもながらの政府の低賃金政策と超低金利政策は、収入の少ない高齢層や若者を経済的に追い詰め、彼らを投資詐欺、特殊詐欺、仮想通貨詐欺などの餌食になる危険に晒している。もとより、制定法は、その国の強者の利益や種々の政治勢力の妥協で実現した結果であって理想形とはいえない。読者には、制定法の正体とともに、契約や不法行為などの特徴はもちろん、その大本である民法全体の仕組みへの法的知識や法的思考が強く求められる所以である。

「ユークリカ」(わかった)とは、アルキメデスが物理学上の真理を発見した時の叫び声であるが、皆さんも、民法の各課題を考えていく中で、論理的・合理的思考に基づく結論に達した時の充実感を是非味わっていただきたい。

人類社会はまだまだ発展の初期段階であり、弱肉強食、社会的差別、税制の不公平、貧富の格差の固定化など不合理を極めている。とりわけアジアでは、封建時代以来、人権の全否定・弾圧が長く続き、それが庶民の骨身に染みているためか、不公平な社会が人の世の常であると諦観して何ら声を上げない人々が多く、そんな不合理が今後何百年も続くと考えられない状況にある。しかし、本当にそうだとすると、読者の皆さんには、真実を知りたいという人間本来の欲求と強い正義感、情報の真偽の嗅ぎ分け力、社会経済的弱者への理解力と共感を決して失わないでいてほしいと心から願う。そのため、日々流されて生きるのではなく、法律学のような社会科学は、何よりも「世の中の事象のすべてを疑え！」の精神で、自分の頭脳だけが頼りであり、常に自分の頭で論理的・合理的にものごとを深く考える癖を身につけた者だけが目標に近づけることをよくよく理解しておいていただきたい。③その一助として、様々な人生の背景を持った読者層のことを考え、導入部分や見出しをわかりやすく表現する工夫、コラム欄での魅力的表現の工夫、理解段階に応じた硬軟両レベルの練習

問題を入れること、また、上述した民法（債権法）改正については、本書が解釈論の本であるため、改正の是非等の立法論には踏み込まず、実際に改正された条文の解説に努めた。加えて、今回の改正は、第3巻、第4巻の債権篇に止まらず、第1巻での法律行為や時効等の条文も複数変更されていることにも特に注意されたい。

さらに、民法の成人年齢18歳化に伴う消費者契約法等の関連諸法令の改正も目白押しであることにも留意しておく必要がある。④親族篇・相続篇はウルトラ保守層の抵抗が特に強い領域なので、実際的大幅改正にはまだ時間がかかるが、男女や親子、親族等の関係に関する価値観の変化や政治的・財政的思惑による各種の法改正の動きが今後徐々に顕著になってくる領域であるので、第5巻ではそのような現代的視点の提示にも勤めている。

上記のような事情で、当初の企画から長い時間が経ち、その後、秋山泰氏が退職され、本書の近時の編集作業は偏に舟木和久氏にばかり御負担をおかけすることになった。ここに記して、御執筆いただいた多くの先生方とともに両氏に衷心より御礼を申し上げたい。

平成30（2018）年3月

編集委員を代表して

**田井義信**（同志社大学名誉教授）

ユーリカ民法シリーズ 編集委員

**田井 義信**（監修者）

**大中 有信**（第1巻編集責任者）

**渡邊 博己**（第2巻編集責任者）

**上田誠一郎**（第3巻編集責任者）

**手嶋 豊**（第4巻編集責任者）

**小川 富之**（第5巻編集責任者）